

令和7年度木材需要の創出・輸出力強化対策のうち

「クリーンウッド」実施支援事業のうち

専門委員会の設置・運営及び違法伐採関連情報等の提供のうち

「クリーンウッド・ナビ」のコンテンツの整備

報告書

令和8年3月

林野庁

令和7年度木材需要の創出・輸出力強化対策のうち
「クリーンウッド」実施支援事業のうち
専門委員会の設置・運営及び違法伐採関連情報等の提供のうち

「クリーンウッド・ナビ」のコンテンツの整備
報告書

目次

1)事業の目的	1
2)実施体制	1
3)実施内容	
(1) 過年度調査事業報告書の掲載.....	2
(2) 「クリーンウッド・ナビ」の「国別情報」の掲載内容の見直し等.....	2
(3) 「クリーンウッド・ナビ」の「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」の更新	2
(4) その他.....	3
別紙1 クリーンウッド・ナビ関連のその他の作業(HP の表示内容改修(文言修正・ページ追加等))	
別紙2 クリーンウッド・ナビ関連のその他の作業(ファイルの整理)	

1)事業の背景と目的

「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律」（以下「クリーンウッド法」という。）が平成 29 年 5 月に施行され、国は同法第 4 条に基づき、林野庁情報提供サイト「クリーンウッド・ナビ」を公開し、木材関連事業者が同法に基づく合法性の確認等を効率的に行うことができるよう、国別・地域別の違法伐採関連情報の提供等を行っている。

また、令和 7 年 4 月 1 日の改正クリーンウッド法の施行にあわせて、令和 6 年度に「クリーンウッド・ナビ」を改正法に基づいた内容にリニューアルした。

当報告書で報告している「クリーンウッド・ナビ」のコンテンツ整備を行うことで、引き続き素材生産販売事業者及び木材関連事業者が木材等の合法性確認等を効率的に行い、改正法に対応した情報提供等を行うことを目的とする。

2)実施体制

本事業である「クリーンウッド・ナビ」のコンテンツの整備については、一般社団法人 全国林業改良普及協会（以下、全林協）が実施した。Web のコンテンツ作成など IT の知識と技術を必要とする作業は、株式会社モノスデザインに再委託した。事業従事者は表 1 のとおりである。

表 1 事業従事者

事業従事者	所属・役職	役割分担
中山 聡	専務理事	全体管理、監督
仮家 晋一郎	編集制作部長	業務全般のサポート・助言
本永 剛士	編集制作部 担当部長	業務全般、情報の整理編集、Web 作成依頼・確認
三石 麗	編集制作部次長	業務全般のサポート
小黒 勝	総務部次長	事業費・委託費（会計）管理サポート、経理事務、日報受取
安藤 麻菜	編集制作部主任	Web 作成依頼・確認、木材関連事業者登録一覧更新確認
吉田 憲恵	編集制作部	木材関連事業者登録確認サポート
石井 麻美	編集制作部	事業費・委託費（会計）管理
守屋 貴史	総務部	事業費・委託費（会計）管理
丸井 みのる	編集制作部スタッフ	木材関連事業者登録一覧更新作業確認
-	（株）モノスデザイン	Web のコンテンツ作成、サイト更新

3)実施内容

「クリーンウッド・ナビ」のコンテンツの整備

実施内容としては、「クリーンウッド・ナビ」における国別・地域別の法令や木材流通等に関する情報について、更新・拡充を行うためにコンテンツを整備した。具体的には以下（１）～（４）のとおり。

なお、作業実施スケジュールや実施方法としては、林野庁担当者と適宜打合せで事業の内容等を確認し、6月中旬から3月上旬まで、メールにおいて、林野庁担当者から提供された資料及び修正指示を基に「クリーンウッド・ナビ」のコンテンツ案の調整、整備を行った。

（１） 過年度調査事業報告書の掲載

林野庁木材利用課号砲伐採木材利用推進班（以下、林野庁）から提供された以下の報告書をクリーンウッド・ナビに掲載した。

- ・令和6年度「クリーンウッド」実施支援事業のうち合法性確認実施指導者養成、制度の周知報告書
- ・令和6年度「クリーンウッド」実施支援事業のうち専門委員会の設置・運営及び違法伐採関連情報等の提供報告書

（２）「クリーンウッド・ナビ」の「国別情報」の掲載内容の見直し等

林野庁から提供された、令和6年度「クリーンウッド」実施支援事業のうち違法伐採関連情報等の提供（委託事業）で作成された電子データを用いて、ルーマニアとフィリピンのページの情報の更新・拡充を行った（表2）。

表2 クリーンウッド・ナビへの新規作成・追加作業

国名	作業内容
ルーマニア	全面更新：テキスト入力、表テーブル作成、PDF ファイルの表示設定、参照リンク設定
フィリピン	全面更新：テキスト入力、表テーブル作成、PDF ファイルの表示設定、参照リンク設定

（３）「クリーンウッド・ナビ」の「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」の更新

登録実施機関へ照会を行い調整の上、クリーンウッド法に基づく登録木材関連事業者の情報を毎月末日時点での新規・更新登録、登録抹消、登録内容の変更を確認・整理し、検索・照会ページのデータベースの更新を行った。詳細については以下のとおり。

＜具体的な作業内容＞

全林協の担当者が、登録実施機関担当者（全5機関）に、新規・更新登録、登録抹消、登録内容の変更について問合せを行い、「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」と「登録抹消事業者一覧」の Excel ファイルを更新した。これらの情報を基に、(株)モノスデザインの担当者が「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」ページの内容を修正、追加、削除した。更新された「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」Excel ファイルをもとに PDF ファイルを作成した。

＜実施期間＞

2025 年 6 月末分～2026 年 2 月末分の更新まで実施した。

＜その他＞

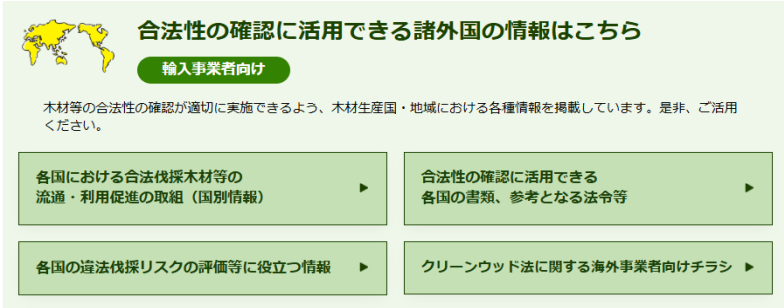
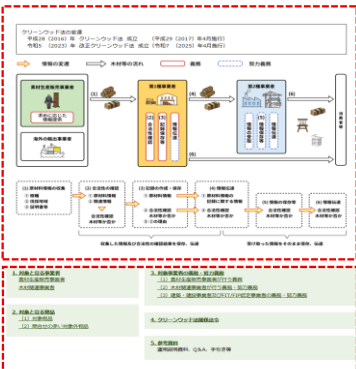
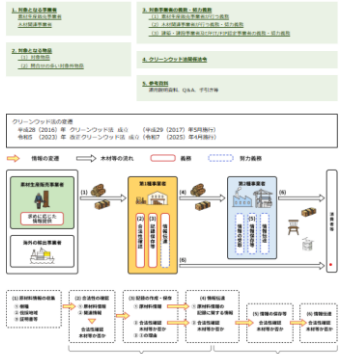
毎月 1 回、更新された「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者の登録一覧」と登録実施機関の各コーポレートサイトに掲載されている「クリーンウッド法に基づく木材関連事業者」の内容とを照合して整合性を図れるように確認・調整を行った。

（4）その他

その他、上記以外に実施した作業は「別紙1 クリーンウッド・ナビ関連のその他の作業（HP の表示内容改修（文言修正・ページ追加等）」及び「別紙2 クリーンウッド・ナビ関連のその他の作業（ファイルの整理）」のとおりである。この作業は、令和7年度中の最新資料の掲載や内容の修正等である。

別紙1 クリーンウッド・ナビ関連のその他の作業(HPの表示内容改修(文言修正・ページ追加等))

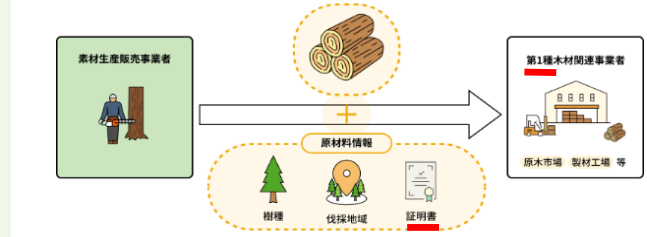
※修正箇所は、階層順及びHPの掲載順（上から順）に記載しております。

h1 タイトル URL	クリーンウッド法に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」	
	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html	
	修正・変更箇所	修正・変更内容
■トップページのサイドバー	より情報にアクセスしやすくするため、サイドバーの項目を追加し、内容を整理した。	
		
■トップページの「合法性の確認に活用できる諸外国の情報はこちら」	新規ページ「輸入を行う第1種木材関連事業者向け資料」にリンクする「クリーンウッド法に関する海外事業者向けチラシ」▶」バナーを追加した。	
h1 タイトル URL	クリーンウッド法の制度について	
	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html	
	修正・変更箇所	修正・変更内容
■「クリーンウッド法の制度について」下の図と目次	ページを開いた時に目次が目に入りやすいように、以下のように目次を先に配置した。	
		
	(旧)	(改)

修正・変更箇所	修正・変更内容				
■「対象事業者の全体図について」	各赤枠、青枠のクリック先（リンク先）の修正をした。 対象事業者の全体図について				
■「対象となる事業者について」	以下、赤の下線部分を図のように修正した。 対象となる事業者について クリーンウッド法の対象となる事業者は、以下のとおり区分されています。 素材生産販売事業者 木材関連事業者 木材関連事業者 木材等の譲受けと譲渡しの両方を行う事業者が該当する。 木材関連事業者は、第1種木材関連事業者と第2種木材関連事業者に区分される。 第1種木材関連事業者（以下、「第1種事業者」） 国内市場に最初に木材等（家具・紙等の物品含む）を持ち込む木材関連事業者が第1種事業者に該当。 具体的には以下のとおり。 <table><thead><tr><th>国産材を取り扱う場合</th><th>輸入材を取り扱う場合</th></tr></thead><tbody><tr><td>以下が第1種事業者に該当します (1) 素材生産販売事業者から素材（丸木等）を購入する事業者 ・ 伐採事業者から丸木を購入する製材工場 ・ 原木市場 ・ 原木を購入して輸出する事業者 (2) 素材生産販売事業者から素材（丸木等）の販売を受託する事業者 ・ 原木市場 ・ 原木流通事業者 (3) 自ら所有する樹木を伐採し加工する事業者 ・ 自社林を自社工場で製材し販売する事業者 (伐採の請負、委託を問わない)</td><td>以下が第1種事業者に該当します (1) 木材・木材製品の輸入を行う事業者 ・ 輸入商社 ・ 代行輸入事業者 ・ 自ら輸入を行う合組工場等</td></tr></tbody></table>	国産材を取り扱う場合	輸入材を取り扱う場合	以下が第1種事業者に該当します (1) 素材生産販売事業者から素材（丸木等）を購入する事業者 ・ 伐採事業者から丸木を購入する製材工場 ・ 原木市場 ・ 原木を購入して輸出する事業者 (2) 素材生産販売事業者から素材（丸木等）の販売を受託する事業者 ・ 原木市場 ・ 原木流通事業者 (3) 自ら所有する樹木を伐採し加工する事業者 ・ 自社林を自社工場で製材し販売する事業者 (伐採の請負、委託を問わない)	以下が第1種事業者に該当します (1) 木材・木材製品の輸入を行う事業者 ・ 輸入商社 ・ 代行輸入事業者 ・ 自ら輸入を行う合組工場等
国産材を取り扱う場合	輸入材を取り扱う場合				
以下が第1種事業者に該当します (1) 素材生産販売事業者から素材（丸木等）を購入する事業者 ・ 伐採事業者から丸木を購入する製材工場 ・ 原木市場 ・ 原木を購入して輸出する事業者 (2) 素材生産販売事業者から素材（丸木等）の販売を受託する事業者 ・ 原木市場 ・ 原木流通事業者 (3) 自ら所有する樹木を伐採し加工する事業者 ・ 自社林を自社工場で製材し販売する事業者 (伐採の請負、委託を問わない)	以下が第1種事業者に該当します (1) 木材・木材製品の輸入を行う事業者 ・ 輸入商社 ・ 代行輸入事業者 ・ 自ら輸入を行う合組工場等				
■「対象となる事業者が取り組むべき義務・努力義務について」	下記赤枠項目のバナーの文字レイアウトを図のように修正した。				
■「クリーンウッド法の制度について」	以下、summary-01～summary-14のPDFファイル名を整理して該当する箇所にリンクを貼り付け、PDFファイル表示を行った。				
・添付箇所 「対象となる事業者について」>「どの事業者に該当するか具体的な考え方（図）」	<PDFファイル名：summary-01> 皆様がどの事業者に該当するかは様々なケースが想定されますので、各ケースにおける図を作成しました。 どの事業者に該当するか具体的な考え方（図）(PDF:791KB) ・ 国産材、輸入材を扱う場合 ・ 伐採・加工のみ委託、国有林野事業の場合 ・ 森林組合、素材生産販売事業者の場合 など				

修正・変更箇所	修正・変更内容				
・添付箇所 「素材生産販売事業者が行う義務」＞「提供すべき情報の範囲」＞「素材生産販売事業者の情報提供の記載例はこちら」	<PDFファイル名：summary-02> 提供すべき情報の範囲 (1) 木材の原材料情報（樹種、伐採地域、証明書） (2) 原材料情報のうち、証明書が複数存在する場合、複数求められれば応じる必要 ✓ なお、原材料情報としての情報を損なわない範囲において異なり等をしてよく、契約条件に関する情報等の素材生産販売事業者にとって商取引上、不利益になり得る部分などは提供する必要はない 素材生産販売事業者の情報提供の記載例はこちら (PDF: 653KB) ・ 伐採履歴を活用する場合 ・ 納品書を活用する場合				
・添付箇所 「木材関連事業者が行う義務・努力義務」＞「第1種木材関連事業者の義務（合法性の確認等）」＞「2 合法性の確認」＞「合法性の確認の単位」＞「合法性の確認におけるその他事項」	<PDFファイル名：summary-03> 合法性の確認の単位 任意 トラックや船といった物理的な木材の入荷単位で必ずしも行う必要はなく、事業者や入荷時期など任意のまとまりで合法性確認を行ってもよい 確認をまとめて行う場合、一部でも合法性確認木材でない木材があった場合は、当該木材等全体が合法性確認木材でない木材となる 合法性の確認の単位の具体例はこちら (PDF: 606KB) 合法性の確認の範囲 遅くとも木材等を次の者へ譲渡す時まで				
・添付箇所 「木材関連事業者が行う義務・努力義務」＞「第1種木材関連事業者の義務（合法性の確認等）」＞「3 記録の作成・保存」＞「記録の作成・保存」＞「記録の方法」＞「具体的な保存例はこちら（第1種事業者）」	<PDFファイル名：summary-04> 記録の方法 書面又は電子 具体的な保存例はこちら（第1種事業者） (PDF: 1,657KB) ・ 紙ファイルでの保存例 ・ 電子データでの保存例など				
・添付箇所 「木材関連事業者が行う義務・努力義務」＞「第1種木材関連事業者の義務（合法性の確認等）」＞「4 木材関連事業者に対する情報の伝達」＞「木材関連事業者に対する情報の伝達」＞「伝達する情報」＞「具体的な事例はこちら（第1種事業者）」	<PDFファイル名：summary-05> 伝達する情報 以下の2つの情報を第2種木材関連事業者に伝達 <table> <tr> <th>(1)原材料情報の記録に関する情報</th><th>(2)合法性確認木材等であるか否かの情報</th></tr> <tr> <td> 原材料記録（樹種、伐採地域、証明書）をすべて収集できた場合 →その旨を伝達する（例：全ての原材料記録収集済み） 収集できた原材料情報の確率的な割合を伝達してもよい（例：スギ、ヒノキ、伐採地林画） 収集できなかった原材料記録があった場合 →その内容（例：証明書なし）を伝達する </td><td> 伝達例 ✓ 合法性確認木材等です ✓ 合法性確認木材等ではありません </td></tr> </table> 具体的な事例はこちら（第1種事業者） (PDF: 551KB) ・ 複数の確認材を組み合わせた木材等の情報伝達 ・ 第1種事業者として譲受けた木材等と第2種事業者として譲受けた木材等を混同して譲渡した場合の情報伝達など	(1)原材料情報の記録に関する情報	(2)合法性確認木材等であるか否かの情報	原材料記録（樹種、伐採地域、証明書）をすべて収集できた場合 →その旨を伝達する（例：全ての原材料記録収集済み） 収集できた原材料情報の確率的な割合を伝達してもよい（例：スギ、ヒノキ、伐採地林画） 収集できなかった原材料記録があった場合 →その内容（例：証明書なし）を伝達する	伝達例 ✓ 合法性確認木材等です ✓ 合法性確認木材等ではありません
(1)原材料情報の記録に関する情報	(2)合法性確認木材等であるか否かの情報				
原材料記録（樹種、伐採地域、証明書）をすべて収集できた場合 →その旨を伝達する（例：全ての原材料記録収集済み） 収集できた原材料情報の確率的な割合を伝達してもよい（例：スギ、ヒノキ、伐採地林画） 収集できなかった原材料記録があった場合 →その内容（例：証明書なし）を伝達する	伝達例 ✓ 合法性確認木材等です ✓ 合法性確認木材等ではありません				
・添付箇所 「木材関連事業者が行う義務・努力義務」＞「第1種木材関連事業者の義務（合法性の確認等）」＞「4 木材関連事業者に対する情報の伝達」＞「木材関連事業者に対する情報の伝達」＞「伝達の方法 口頭は不可」＞「具体的な記載例はこちら（第1種事業者）」	<PDFファイル名：summary-06> 伝達の方法 口頭は不可 ・ 電子メール、FAX ・ 書状やCD-ROM等の記録媒体 ・ クリーンウッドシステム ・ 包装、納品書等 ・ 情報をアップロード 具体的な記載例はこちら（第1種事業者） (PDF: 901KB) ・ 納品書に記載する場合 ・ クリーンウッド法に基づく伝達情報のみの書類を作成する場合など				

修正・変更箇所	修正・変更内容
・添付箇所 「木材関連事業者が行う義務・努力義務」>「第1種木材関連事業者の義務（合法性の確認等）」>「4 木材関連事業者に対する情報の伝達」>「木材関連事業者に対する情報の伝達」>「その他ケースにおける情報の変遷についてはこちら」	<PDFファイル名：summary-07> その他ケースにおける情報の変遷についてはこちら (PDF: 608KB) ・ 国産丸太の例 ・ 合板の例など
・添付箇所 「木材関連事業者が行う義務・努力義務」>「第2種木材関連事業者の努力義務（情報の受取等）」>「3 木材関連事業者に対する情報の伝達」>「木材関連事業者に対する情報の伝達」>「方法口頭は不可」>「第2種事業者の情報伝達の記載例はこちら」	<PDFファイル名：summary-08> 方法 口頭は不可 ・ 電子メール、FAX ・ 書状やCD-ROM等の記録媒体 ・ クリーンウッドシステム ・ 包装、納品書等 ・ 情報をアップロード 第2種事業者の情報伝達の記載例はこちら ・ 納品書に記載する場合
・添付箇所 「クリーンウッド法関係法令」>「法律」>「法律の概要」	<PDFファイル名：summary-09>  クリーンウッド法関係法令 法律 法律の概要 (PDF:301KB) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律 e-Gov 法令検索 合法伐採木材等の流通及び利用を促進することにより、地域及び地球の環境保全に資することを目的として、平成28年に成立（平成29年5月施行）。また、更なる取組の強化を目的に、川上・水際の木材関連事業者の合法性確認を義務化する等の改正法令5年に成立（令和7年4月施行）。
・添付箇所 「クリーンウッド法関係法令」>「政令」>「政令の概要」	<PDFファイル名：summary-10> 政令 政令の概要 (PDF:262KB) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令 e-Gov 法令検索 原材料情報のひとつである証明書について、法律において定められている伐採造林届出書の写しや原産国の政府機関が発行した法令に適合して伐採されたことを証する情報の写し以外で活用できる情報を定めたもの。
・添付箇所 「クリーンウッド法関係法令」>「省令」>「省令の全体像」	<PDFファイル名：summary-11> 省令 省令の全体像 (PDF:499KB) 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律施行規則 e-Gov 法令検索 木材関連事業者の区分や対象物品、登録に係る事項等を規定。 木材関連事業者の合法伐採木材等の利用の確保に関する判断の基準となるべき事項を定める省令 e-Gov 法令検索 合法伐採木材等の利用の確保に関する努力義務の内容を規定。 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第三章に規定する木材関連事業者による合法性の確認等の実施等に関する省令 e-Gov 法令検索 合法性の確認等の義務内容を規定。
・添付箇所 「クリーンウッド法関係法令」>「基本方針」>「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針（平成29年農林水産・経済産業省・国土交通省告示第1号）」	<PDFファイル名：summary-12> 基本方針 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する基本方針（平成29年農林水産・経済産業省・国土交通省告示第1号）(PDF：348KB) クリーンウッド法の規定に基づき、主務省（農林水産省、経済産業省及び国土交通省）が定めた基本方針。

修正・変更箇所	修正・変更内容				
・添付箇所 「クリーンウッド法関係法令」>「その他告示等」> 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の規定に基づき主務大臣が指定する者を定める件（令和6年農林水産省・経済産業省告示第3号）」 ・添付箇所 「クリーンウッド法関係法令」>「その他告示等」> 「合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令第一条第十二号に基づく主務大臣が指定する者の指定基準等（令和6年12月林野庁林政部木材利用課・経済産業省製造産業局生活製品課）」	<PDFファイル名：summary-13> <PDFファイル名：summary-14> その他告示等 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令の規定に基づき主務大臣が指定する者を定める件（令和6年農林水産省・経済産業省告示第3号） (PDF：608KB)  政令第1条第12項で定められている主務大臣が指定する者を掲載。 合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律第六条第二項第二号の情報を定める政令第一条第十二号に基づく主務大臣が指定する者の指定基準等（令和6年12月林野庁林政部木材利用課・経済産業省製造産業局生活製品課） (PDF：117KB)  政令第1条第12号における主務大臣が指定する者の基準等を掲載。				
■「素材生産販売事業者が行う義務」	以下、赤の下線部分を図のように修正した。 素材生産販売事業者が行う義務 素材生産販売事業者は、第1種事業者の求めに応じて原材料情報を提供する義務があります。 なお、第1種事業者求めに応じて情報提供を行ったからといって、当該木材が必ず合法性確認木材として確認される訳ではありません 				
■「木材関連事業者が行う義務・努力義務」>「第1種木材関連事業者の義務（合法性の確認等）」>「4 木材関連事業者に対する情報の伝達」>「伝達する情報」>「(2)合法性確認木材等であるか否かの情報」	以下、赤の下線部分を図のように追記した。 4 木材関連事業者に対する情報の伝達 木材関連事業者に対する情報の伝達 合法性の確認を実施した後は、以下のとおり情報の伝達も行います。 伝達する情報 以下の2つの情報を第2種木材関連事業者に伝達 <table><thead><tr><th>(1)原材料情報の記録に関する情報</th><th>(2)合法性確認木材等であるか否かの情報</th></tr></thead><tbody><tr><td> 原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）をすべて収集できた場合 →その旨を伝達する（例：全ての原材料情報収集済み） 収集できた原材料情報の前接のみの伝達してもよい（例：スギ、ヒノキ、伐採済林分） 収集できなかった原材料情報があった場合 →その旨（例：証明書なし）を伝達する </td><td> 伝達例 ✓ 合法性確認木材です ✓ 合法性確認木材ではありません </td></tr></tbody></table>	(1)原材料情報の記録に関する情報	(2)合法性確認木材等であるか否かの情報	原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）をすべて収集できた場合 →その旨を伝達する（例：全ての原材料情報収集済み） 収集できた原材料情報の前接のみの伝達してもよい（例：スギ、ヒノキ、伐採済林分） 収集できなかった原材料情報があった場合 →その旨（例：証明書なし）を伝達する	伝達例 ✓ 合法性確認木材です ✓ 合法性確認木材ではありません
(1)原材料情報の記録に関する情報	(2)合法性確認木材等であるか否かの情報				
原材料情報（樹種、伐採地域、証明書）をすべて収集できた場合 →その旨を伝達する（例：全ての原材料情報収集済み） 収集できた原材料情報の前接のみの伝達してもよい（例：スギ、ヒノキ、伐採済林分） 収集できなかった原材料情報があった場合 →その旨（例：証明書なし）を伝達する	伝達例 ✓ 合法性確認木材です ✓ 合法性確認木材ではありません				
■「木材関連事業者が行う義務・努力義務」>「第1種木材関連事業者の義務（合法性の確認等）」>「4 木材関連事業者に対する情報の伝達」>「伝達の方法口頭は不可」	以下、赤の下線部分の誤字を図のように修正した。 伝達の方法 口頭は不可 - 電子メール、FAX - 書状やCD-ROM等の記録媒体 クリーンウッドシステム - 包装、納品書等 - 情報をアップロード 具体的な記載例はこちら（第1種事業者） (PDF：901KB) - 納品書に記載する場合 - クリーンウッド法に基づく伝達情報のみの書類を作成する場合など				

	修正・変更箇所 ■「木材関連事業者が行う義務・努力義務」>「第1種木材関連事業者の義務（合法性の確認等）」>「4 木材関連事業者に対する情報の伝達」>「情報伝達の義務が課されない場合」	修正・変更内容 以下、赤の下線部分を図のように追記した。 情報伝達の義務が課されない場合 ・消費者への譲渡し 例：第1種事業者が自社のウェブサイトで消費者への販売を行う場合 ・木材関連事業者ではない事業者への譲渡し 例：C/W法対象外物品である木製食器を作る事業者に製材を譲渡する場合、学校法人に木製机を譲渡する場合 ・輸出する場合 (ポイント) ・情報伝達の義務が課されない場合においても、合法性の確認及び記録の作成・保存の義務は課されることに留意 ・消費者等への譲渡しや輸出に関しては努力義務
h1 タイトル URL	修正・変更箇所 ■「クリーンウッド法に関するQ&A、手引き、パンフレット、用語解説」h1タイトル下のアイコンのリンク先設定	修正・変更内容 アイコン「解説動画」のリンク先を今年度付け加えた「クリーンウッド法の解説動画【外部リンク】」へ設定した。 クリーンウッド法に関するQ&A、手引き、パンフレット、用語解説 関連資料 パンフレットなど 解説動画 説明会資料 用語解説 「クリーンウッド法のパンフレットなど」 PDFデータ表示（文字）のレイアウト崩れを整えた。 その他事業者・消費者向けリーフレット（令和7年4月1日発行） 掲載内容 ・私たちの暮らしは世界の森林とつながっています ・木材だけじゃない！森林の恵み ・知っていますか？森林で起きていること ・私たち消費者にできることは？ ・日本はどんな取組をしているの？ ・クリーンウッド法はどんな仕組み？ ・クリーンウッド法についてもっと知りたい！ 合法的に活用されて木材を使おう！ ・印刷用(PDF:903KB) ・A3両面印刷機で折り曲げるとリーフレットのように印刷できます ・データ用印刷用(PDF:1,055KB) 消費者向けチラシ（令和7年4月1日発行） 掲載内容 ・あなたの暮らしに關わる「クリーンウッド法」！ ・違法伐採は世界的な課題 ・私たちにできることは？ ・SDGsへの貢献 ・「クリーンウッド法」についてもっと知りたい方は ・クリーンウッド・ナビについて ・信頼できる事業者を探すなら 違法伐採をなくそう!!「クリーンウッド法」 ・印刷用、データ用印刷用(PDF:916KB)
	■「クリーンウッド法のパンフレットなど」の下に、「クリーンウッド法の解説動画【外部リンク】」を追加	クリーンウッド法の解説動画【外部リンク】へ設定した。 クリーンウッド法の解説動画【外部リンク】 林野庁補助事業にて全国木材組合連合会が作成した解説動画です。 9 クリーンウッド法の解説（基本編） クリーンウッド法の解説（基本編） 一般社団法人全国木材組合連合会 基本編 スライド資料（PDF）は こちら [PDF:2.3MB、外部リンク] 9 クリーンウッド法の解説（実務編） クリーンウッド法の解説（実務編） 一般社団法人全国木材組合連合会 実務編 スライド資料（PDF）は こちら [PDF:3.6MB、外部リンク]

h1 タイトル URL	定期報告	
	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/teiki/teiki.html	
	修正・変更箇所	修正・変更内容
	■「報告様式」	定期報告書書式アイコンのリンク切れを修正（データの格納箇所を変更）した。 j/riyou/goho/summary/attach/img/ico_file01.png  /j/riyou/goho/teiki/img/ico_file01.png
h1 タイトル URL	■「報告様式」	定期報告様式のバナーを目立たせるため、以下の幅にデザイン変更した。 報告様式 以下のExcelファイルに必要事項を入力し、提出窓口に送付してください。 定期報告様式(Excel:36KB)  (旧) ※ メールで提出される場合は、PDF化せずにExcelファイルのまま提出してください。 ※ 上記の様式に準じていれば、任意の様式にて報告いただいても結構です。 (必要な報告事項に漏れがないかご注意ください) 報告様式 以下のExcelファイルに必要事項を入力し、提出窓口に送付してください。 定期報告様式(Excel:36KB)   (改) ※ メールで提出される場合は、PDF化せずにExcelファイルのまま提出してください。 ※ 上記の様式に準じていれば、任意の様式にて報告いただいても結構です。 (必要な報告事項に漏れがないかご注意ください)
	■ページ下部の「提出窓口」 >「クリーンウッドシステムから提出する場合はこちら」	「クリーンウッドシステムから提出する場合はこちら」のバナーを目立たせるため、以下の幅に色にデザイン変更した。 クリーンウッドシステムから提出する場合はこちら (旧)  クリーンウッドシステムから提出する場合はこちら (改)
	各国における合法伐採木材等の流通・利用促進の取組（国別情報）	
	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/index.html	
h1 タイトル URL	修正・変更箇所	修正・変更内容
	■「各国における合法伐採木材等の流通・利用促進の取組（国別情報）」	より情報にアクセスしやすくするために、「国名のアイコンを押すと各国の詳細ページにアクセスします。」のアナウンスを追加した。 各国における合法伐採木材等の流通・利用促進の取組（国別情報） (調査年は国によって異なります。) 国名のアイコンを押すと各国の詳細ページにアクセスします。 

h1 タイトル URL	輸入を行う第1種木材関連事業者向け資料	
	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/gaikoku.html	
	修正・変更箇所	修正・変更内容
■新規ページ 「輸入を行う第1種木材関連事業者向け資料」	海外の事業者から原材料を収集するにあたり、活用いただく資料（チラシ等）の掲載ページを新しく設置した。	
	輸入を行う第1種木材関連事業者向け資料 クリーンウッド法の改正により、第1種木材関連事業者に対して、原材料情報の収集及び合法性確認（D D）が義務化されました。海外の事業者から原材料情報を収集するにあたり、活用いただくための資料を掲載します。 クリーンウッド法に関する海外事業者向けチラシ 海外の事業者へ原材料情報の提供を求める際に、第1種木材関連事業者に活用いただくためのチラシです。チラシには、クリーンウッド法の紹介と海外の事業者を求める協力内容を記載しています。  日本語版 英語版 (English ver) (PDF: OOKB) インドネシア語版 (Versi bahasa Indonesia) (PDF: OOKB) 中国語版 (中文版) (PDF: OOKB) 日本語版 (PDF: OOKB) ベトナム語版 (Phiên bản tiếng Việt) (PDF: OOKB) 証明書の例 各国における原材料情報（証明書）の例を記載したチラシです。第1種木材関連事業者の皆さまに原材料情報（証明書）の収集の際に活用いただくほか、伐採国の言語で作成していますので、海外の事業者に提供を求める証明書の具体例として提示するといった使い方も可能です。  インドネシア版 中国語版 (日本語訳付き) (PDF: OOKB) インドネシア語版 (日本語訳付き) (PDF: OOKB) ベトナム語版 (日本語訳付き) (PDF: OOKB) 関連情報収集のためのチェックリスト クリーンウッド法ではリスクに応じた合法性確認を行うこととしています。具体的には、収集した原材料情報の確からしきや、取引先の情報などの関連情報を調べることで、合法性確認の信頼性を高めることが重要です。林野庁では、合法性確認の精度を高めることができる取組をチェックリストとしてまとめ、クリーンウッド・ナビに掲載しています（掲載先：クリーンウッド法に関する情報：クリーンウッド法における合法性確認のためのチェックリスト（林野庁））。海外の事業者への聞き取りを行う際などに利用しやすいよう、各国語版を作成しました。  英語版 英語版 (English ver) (PDF: OOKB) (Excel: OOKB) 中国語版 (中文版) (PDF: OOKB) (Excel: OOKB) ベトナム語版 (Phiên bản tiếng Việt) (PDF: OOKB) (Excel: OOKB) インドネシア語版 (Versi bahasa Indonesia) (PDF: OOKB) (Excel: OOKB)	
h1 タイトル URL	登録制度	
	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/touroku/seido.html	
	修正・変更箇所	修正・変更内容
■「登録木材関連事業者ロゴマークについて」	CLEAN WOODロゴマークの画像掲載した。	
	登録木材関連事業者ロゴマークについて  CLEAN WOOD 登録木材関連事業者の証であるロゴマークです。名刺、納品書、HPなどに掲載することができます。ロゴマークの使用申請等、詳細はこちらをご覧ください。	

h1 タイトル URL	登録木材関連事業者の年度報告・先進事例	
	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/touroku/case.html	
	修正・変更箇所	修正・変更内容
■「登録木材関連事業者の年度報告」と「登録木材関連事業者の先進事例」	令和6年度の登録木材関連事業者の年度報告・先進事例のPDFをアイコン作成し、リンク設定した。 登録木材関連事業者の年度報告 登録木材関連事業者が登録に係る事業の範囲において、1年間に取り扱った木材等の取扱量と、取扱量のうち合法性の確認に至った木材等について公表します。 平成30年度 (PDF : 225KB) 令和元年度 (PDF : 280KB) 令和2年度 (PDF : 243KB) 令和3年度 (PDF : 465KB) 令和4年度 (PDF : 355KB) 令和5年度 (PDF : 96KB) 登録木材関連事業者の先進事例 現在、登録をしている木材関連事業者や、今後登録を考えている木材関連事業者の参考となるよう、登録木材関連事業者による合法伐採木材等の確認等の先進事例についてとりまとめ公表します。 これらの事例が木材関連事業者の参考となり、登録がより一層進むことを期待するものです。 ここで紹介する取組は、年度報告時に各登録実施機関に寄せられた取組事例の中から他の木材関連事業者の参考になると考えられる事例について、各登録実施機関から推薦をいただいたものです。 平成30年度 (PDF : 97KB) 令和元年度 (PDF : 142KB) 令和2年度 (PDF : 89KB) 令和3年度 (PDF : 112KB) 令和4年度 (PDF : 98KB) 令和5年度 (PDF : 604KB)	
h1 タイトル URL	About the Clean Wood Act	
	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/english/english-index.html	
	修正・変更箇所	修正・変更内容
■ ページ下部のバナー	About the Clean Wood Actのページのバナーを英語に修正した。 About the Clean Wood Act The Act on Promotion of Use and Distribution of Legally-harvested Wood and Wood Products (the Clean Wood Act) went into force on 20 May 2017. The Objective of the Clean Wood Act is to promote the use and distribution of wood and wood products made from trees harvested in compliance with the laws and regulations of Japan and the countries of origin. 1. The Act on Promotion of Use and Distribution of Legally-harvested Wood and Wood Products(PDF : 134KB) The Guide to the Act on Promotion of Use and Distribution of Legally-harvested Wood and Wood Products(PDF : 239KB) This document presents the essence of the Clean Wood Act, the Ordinances and the Basic Policies. Contact Information Wood Utilization Division, Forest Policy Planning Department, Forestry Agency Email:cleanwood@maff.go.jp To the TOP page of Clean Wood Navi	

別紙2 クリーンウッド・ナビ関連のその他の作業(ファイルの整理)

修正内容	h1タイトル	該当HP
■Summaryの整理 summary>attach>img 配下の画像を summary>imgに移動。	クリーンウッド法の制度について	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html
■imgの整理 ・ サイトマップ用画像およびHTMLファイルを goho>sitemap配下に移動 ・ 未使用ファイルの削除 ・ TOP以外でのみ利用していたデータの整理 ・ 旧TOPのスタイルで利用していた画像の削除お よびCSSの調整	クリーンウッド法に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」 各国における合法伐採木材等の流通・利用促進の取組（国別情報） クリーンウッド法の制度について クリーンウッド・ナビのサイトマップ	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/index.html https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/index.html https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/summary.html https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/sitemap/index.html
■ウェブアクセシビリティに配慮した代替テキストの作成 対象画像URL： https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/img/img_pagetop.gif 対象画像：	登録実施機関の登録 旧クリーンウッド法について その他の情報（関連サイトの紹介） 調査事業の成果等 登録木材関連事業者一覧表 これまでの注目情報	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/touroku/jissikikan.html https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/old-cw/old-cw.html https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/sankou.html https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/results/results.html https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/touroku/jigyousha.html https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/news.html
▲ クリーンウッド法などに関する情報提供「クリーンウッド・ナビ」TOPへ ▲	原材料情報の証明書として使用できる書類：日本	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/jpn/info.html
テキスト内容： クリーンウッド・ナビトップページ	登録木材関連事業者一覧表 登録木材関連事業者の年度報告・先進事例 About the Clean Wood Act 木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン クリーンウッド法に関する情報提供ホームページ「クリーンウッド・ナビ」 合法伐採木材等に関する情報：中国：林野庁 合法伐採木材等に関する情報：タイ：林野庁 合法伐採木材等に関する情報：オーストラリア：林野庁 合法伐採木材等に関する情報：オーストリア：林野庁 クリーンウッド法に関する情報：クリーンウッド・ナビのサイトマップ：林野庁 合法伐採木材等に関する情報：カナダ：林野庁 合法伐採木材等に関する情報：アメリカ合衆国：林野庁 合法伐採木材等に関する情報：英国（グレートブリテン及び北アイルランド連合王国）：林野庁 合法伐採木材等に関する情報：欧州連合（EU）：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/touroku/jigyousha.html https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/touroku/case.html https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/english/english-index.html https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/guideline.html https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/ https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/chn/info.html https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/tha/info.html https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/aus/info.html https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/aut/info.html https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/sitemap.html https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/can/info.html https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/usa/info.html https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/gbr/info.html https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/eu/info.html

修正内容	h1タイトル	該当HP
■ウェブアクセシビリティに配慮した代替テキストの作成（つづき）	クリーンウッド法に関する情報：お問合せ：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/madoguchi/
	クリーンウッド法に関する情報：各国における合法伐採木材等の流通・利用促進の取組（国別情報）：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/
	合法伐採木材等に関する情報：韓国：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/kor/info.html
	合法伐採木材等に関する情報：フィリピン：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/phl/info.html
	合法伐採木材等に関する情報：マレーシア（サバ州）：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/a/info.html
	合法伐採木材等に関する情報：マレーシア（サラワク州）：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/b/info.html
	合法伐採木材等に関する情報：マレーシア（半島部）：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/c/info.html
	合法伐採木材等に関する情報：ラオス：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/rao/info.html
	合法伐採木材等に関する情報：ソロモン諸島：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/slb/info.html
	合法伐採木材等に関する情報：パプアニューギニア：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/png/info.html
	合法伐採木材等に関する情報：エクアドル：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/ecu/info.html
	合法伐採木材等に関する情報：ブラジル：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/bra/info.html
	合法伐採木材等に関する情報：ペルー：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/per/info.html
	合法伐採木材等に関する情報：メキシコ：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mex/info.html
	合法伐採木材等に関する情報：イタリア：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/ita/info.html
	合法伐採木材等に関する情報：ドイツ：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/deu/info.html
	合法伐採木材等に関する情報：エストニア：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/est/info.html
	合法伐採木材等に関する情報：スウェーデン：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/swe/info.html
	合法伐採木材等に関する情報：ラトビア共和国：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/lva/info.html
	合法伐採木材等に関する情報：ルーマニア：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/rou/info.html
	合法伐採木材等に関する情報：ロシア：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/rus/info.html
	合法伐採木材等に関する情報：南アフリカ：林野庁：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/zaf/info.html
	各国における合法伐採木材等の流通・利用促進の取組（国別情報）	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/index.html
	登録制度	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/tourouku/seido.html
	クリーンウッド法に関する情報：クリーンウッド法における合法性確認のための手引き：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/howto.html
	クリーンウッド法に関する情報：各国の合法性の確認に活用できる書類：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/documents.html
	クリーンウッド法に関する情報：リスク評価の参考になる関連情報提供サイト：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/jouhou/links.html
	クリーンウッド法に関する情報：お問合せ：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/madoguchi/index.html
	クリーンウッド法に関する情報：令和3・4年度における合法伐採木材等の流通及び利用に係る検討会：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/summary/210915.html
	合法伐採木材等に関する情報：ニュージーランド：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/nz/info.html
	合法伐採木材等に関する情報：マレーシア（全般）：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mys/info.html
	合法伐採木材等に関する情報：ミャンマー：林野庁	https://www.rinya.maff.go.jp/j/riyou/goho/kunibetu/mmr/info.html